



自転車は正しく乗りましょう

昨年の鈴鹿市内の人身事故件数は1,199件で、うち自転車乗用中の死傷者は139人でした。自動車と自転車が接触する事故だけでなく、自転車と歩行者が接触する事故も多く発生しています。

次の5つの点に注意し、安全運転を心掛けましょう。

～確認しておきたい5つの大事なこと～

① 自転車は「車両」の仲間

自転車は、自動車と同じように、車道の左側を走行するのが原則です。

② 自転車が歩道を走行できるのは次の場合に限られます

- 道路標識で指定されている場合
- 運転者が、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合（車道の交通量が多い、または車道の幅が狭く、自動車と接触する危険がある場合など）



※掲載したポスターは4点とも「平成23年度鈴鹿市交通安全図画ポスター入賞作品」です

③ いつでも歩行者が優先

歩道を走れる場合であっても、常に歩行者が優先です。歩行者がいる場合は、必ず徐行したり、止まったりしましょう。

④ 自動車からは見えていない！

自転車は、自動車ドライバーからは目立ちにくい存在です。特に、交差点では一時停止や徐行を心掛けて左右の安全確認を行い、たとえ優先道路であっても、ドライバーが気付いているか確認してから渡るようにしましょう。

⑤ ルールを守って安全運転を



- 二人乗り・並進・飲酒運転をしない
- 夕暮れ時や夜間は、ライトを点灯しましょう
- 子どもにはヘルメットを着用させましょう
- 携帯電話を持ちながらの運転、画面を見ながらの運転は禁止です

～グリーン帯を知っていますか～



路肩部分を緑色に着色し、視覚的效果により、ドライバーに対して、歩行者・自転車利用者の安全を確保するために設置したものです。鈴鹿市では、駅や学校周辺の比較的狭い道路への整備を進めています。

